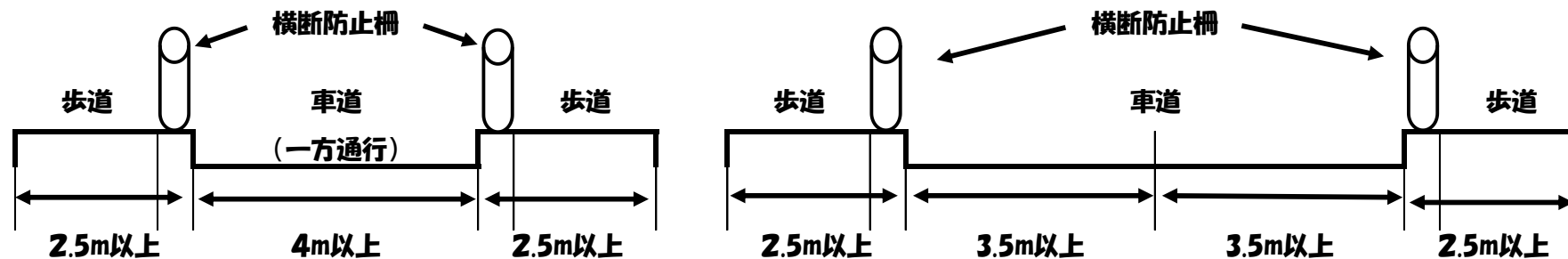


## 1 歩道を設置する場合

- ・バリアフリー対策として、車いすどうしのすれ違いが可能な歩道幅員が必要
- ・車両の通行や駐車場の出入りに支障が出ない車道幅員が必要
  - ①配達車両や救急車両が駐停車しているも、通り抜けられる
  - ②駐車場から車道へ出るとき、反対側の歩道に乗り上げずに出られる
- ・警察との協議や地域団体と沿道住民の承諾が必要



## 2 ガードレールを設置する場合

- ・単断面道路(歩道と車道が同じ舗装構造である)に設置することが出来る
- ・バリアフリー対策として、車いすどうしのすれ違いが可能な歩道幅員が必要
- ・車両の通行や駐車場の出入りに支障が出ない車道幅員が必要
  - ①配達車両や救急車両が駐停車しているも、通り抜けられる
  - ②駐車場から車道へ出るとき、反対側の歩道に乗り上げずに出られる
- ・警察との協議や地域団体と沿道住民の承諾が必要

